資料１　関係法令（抜粋）

火災予防条例（昭和 37 年３月 31 日東京都条例第 65 号）

（厨房設備）

第３条の２　調理を目的として使用するレンジ，フライヤー等及び当該設備に附属する設備（以下「厨房設備」という。）の位置及び構造は，次に掲げる基準によらなければならない。

⑴　揚げ物調理をする厨房設備にあつては，調理油の温度が過度に上昇した場合に自動的に燃焼又は熱源を停止する装置等を設けること。

⑵　厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクト（以下「排気ダクト等」という。）の位置及び構造は，次によること。

イ　排気ダクト等は，耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の強度を有する特定不燃材料で造ること。ただし，当該厨房設備の入力（最大の消費熱量をいう。以下同じ。）及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものは，この限りでない。

ロ　排気ダクト等の接続は，フランジ接続，溶接等とし，気密性のある接続とすること。

ハ　排気ダクト等は，可燃性の部分から 10 センチメートル以上の距離を保つこと。ただし,金属以外の特定不燃材料で有効に被覆する部分については,この限りでない。

ニ　排気ダクトは，排気が十分に行える能力を有すること。

ホ　排気ダクトは，直接屋外に通ずるものとし，他の用途のダクトと接続されていないこと。

ヘ　排気ダクトの排気取入口は，こんろ等の火源から規則で定める火災予防上安全な距離を保つこと。

ト　排気ダクトは，曲がり及び立下りの箇所を極力少なくし，内面を滑らかに仕上げること。

チ　排気ダクトのうち，排気取入口から下方に排気する方式のものにあつては，階ごとに専用とすること。

⑶　油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備の排気ダクト等は前号に規定するもののほか，次に掲げる基準によらなければならない。

イ　排気ダクトの排気取入口には，排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができる装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。

ロ　グリス除去装置は，耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する特定不燃材料で造られたものとすること。ただし，当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては，この限りでない。

ハ　排気ダクトの排気取入口には，排気ダクトへの火炎の伝送を防止できる装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）として，自動消火装置を設けること。ただし，排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの，排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火炎予防上支障がないと認められるもの又は防火ダンパー等が適切に設けられているものにあつては，この限り

でない。

ニ　ハただし書の規定にかかわらず，次に掲げる厨房設備には，自動消火装置を設けること。

⑴　令別表第１⑴項から⑷項まで，⑸項イ，⑹項，⑼項イ，⒃項イ，（16 の２）項及び（16 の３）項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力との合計が 350 キロワット以上のもの

⑵　⑴に掲げるもののほか，高さ 31 メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力との合計が 350 キロワット以上のもの

⑷　天蓋，天蓋と接続する排気ダクト内，グリス除去装置及び火炎伝送防止装置（以下「グリス除去装置等」という。）は，容易に清掃ができる構造とすること。

⑸　グリス除去装置等は，清掃を行い，火炎予防上支障のないよう維持管理すること。

２　規則で定める厨房設備には，規則で定める技術上の基準により，当該設備又は附属配管部分に，地震動等により作動する安全装置を設けなければならない。

３　前２項に規定するもののほか，厨房設備の位置，構造及び管理の基準については，前条（第１項第８号から第９号の２まで及び第 11 号並びに第２項を除く。）の規定を準用する。

（液体燃料を使用する器具）

第 18 条　液体燃料を使用する器具の取扱いは，次に掲げる基準によらなければならない。

⑴　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き，器具から建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離として，当該器具の種類に応じ次に掲げる距離以上の距離を保つこと。

イ　別表第５に掲げるもの（ロに該当するものを除く。）にあつては，同表の上欄に掲げる種類の区分に応じ，それぞれ同表の下欄に掲げる距離

ロ　イにより難いものとして消防総監又は消防署長が認めるものにあつては，消防総監が定めるところにより得られる距離

⑵　地震動等により可燃物が落下し，又は接触するおそれのない場所で使用すること。

⑶　避難上の障害とならない場所で使用すること。

⑷　可燃性の蒸気又は可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。

⑸　地震動等により容易に転倒又は落下するおそれのないよう安定した状態で使用すること。

⑹　故障し，又は破損したものを使用しないこと。

⑺　本来の使用目的以外に使用しないこと。

⑻　周囲は，常に整理及び清掃に努めるとともに，燃料その他の可燃物を放置しないこと。

(8 の 2)　祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者の集合する催しに際しては，消火器を備えた上で使用すること。

⑼　器具に応じた適正な燃料を使用すること。

⑽　燃料配管に使用する可燃性ホースは，器具との接続部分をホースバンド等で締めつけるとともに，器具に応じた適正な長さとし，かつ，屋外の配管としては使用しないこと。

⑾　使用中に燃料を補給し，持ち運び，又はみだりに移動しないこと。

⑿　必要な点検及び整備を熟練者に行わせ，火災予防上有効に保持すること。

⒀　不燃性の床上又は台上で使用すること。

2　液体燃料を使用する器具のうち，規則で定めるものにあつては，規則で定める技術上の基準により，当該器具又は附属配管部分に，地震動等により作動する安全装置を設けたものでなければ使用してはならない。

（固体燃料を使用する器具）

第 19 条　固体燃料を使用する器具の取扱いは，次の各号に掲げる基準によらなければならない。

⑴　火鉢にあつては，底部に，しや熱のための空間を設け，又は砂等を入れて使用すること。

⑵　置ごたつにあつては，火入容器を金属以外の特定不燃材料で造つた台上に置いて使用すること。

2　前項に規定するもののほか，固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については，前条第１項第１号から第９号までの規定を準用する。

（気体燃料を使用する器具）

第 20 条　気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については，第 18 条第１項第１号から第 10 号までの規定を準用する。

（電気を熱源とする器具）

第 21 条　電気を熱源とする器具の取扱いは，次に掲げる基準によらなければならない。

⑴　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き，器具から建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離として，当該器具の種類に応じ次に掲げる距離以上の距離を保つこと。

イ　別表第４に掲げるもの（ロに該当するものを除く。）にあつては，同表の上欄に掲げる種類の区分に応じ，それぞれ同表の下欄に掲げる距離

ロ　イにより難いものとして消防総監又は消防署長が認めるものにあつては，消防総監が定めるところにより得られる距離

⑵　通電した状態でみだりに放置しないこと。

⑶　温度制御装置，過熱防止装置その他これらに類する装置は，みだりに取り外し，又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2　前項に規定するもののほか，電気を熱源とする器具の取扱いの基準については，第 18 条第１項第２号から第８号の２までの規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては，同項第４号，第６号及び第７号の規定に限る。）を準用する。